

品川区シティプロモーション・フェイスブックグループ運用要領

制定 平成29年5月1日

改正 平成31年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、品川区（以下、「区」とする。）が開設するフェイスブックを活用し、区民等が主体的に情報発信し、交流することが可能な媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック：Facebook社が提供する、インターネット上の情報発信や交流を通じて社会的ネットワークを構築するサービス(ソーシャル・ネットワーキング・サービス：SNS)をいう。
- (2) 区シティプロモーション・フェイスブックグループ（以下、「グループ」とする。）：品川区が設置・運用するフェイスブックグループをいう。
- (3) メンバー：グループに参加しているフェイスブックの利用者をいう。
- (4) 利用者：メンバー以外のフェイスブックの利用者をいう。
- (5) アカウント：フェイスブックを利用するために取得した権利の総称をいう。
- (6) ブロック：特定の利用者に対し、投稿などを拒否することをいう。

(運営主体)

第3条 グループの運営主体は区とし、運営管理者は広報広聴課長とする。

- 2 グループ名は「しながわ！じまん」とする

(アカウント運営主体、運営ポリシー等の明示)

第4条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてグループ名を区公式ホームページ上に明示する。

- 2 区は、グループの運営主体及び運営ポリシーについて、グループの説明欄に明示する。

(区の情報発信)

第5条 情報の作成、更新、発信は区及びメンバーが行い、グループを運営するにあたり、広報広聴課が発信された情報の内容確認を行う。

- 2 区の情報発信の原則は次のとおりとする
 - (1) 区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令並びに

職員のサービス及び情報の取り扱いに関する規定を順守する。

(2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意する。

- 3 原則、区からの個別の返信は行わない。また、各メンバーのアカウントへのコメント及び「いいね」機能は使用しない。ただし、運営管理者が必要と認めるものはこの限りでない。

(メンバー及び利用者の遵守事項)

第6条 メンバー及び利用者は、グループの利用に際して、次の投稿を行ってはならないものとし、運営管理者は、投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除やブロック、その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 法令等に違反するものまたは違反するおそれがあるもの
- (2) 区または第三者を誹謗中傷するもの
- (3) 区または第三者の基本的な人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等を侵害するもの
- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、試行、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する表現や内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) その他、区が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(著作権)

第7条 グループに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、各投稿者に帰属する。

- 2 各メンバーは、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で他メンバーの情報を複製または転用してはならない。

(免責)

第8条 区は、区以外のメンバー及び利用者によってグループに投稿される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区は一切責任を負わないものとする。

- 2 区は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区

の故意または重大な過失によるものでない限り、区は一切責任を負わないものとする。

3 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第9条 その他この要領の実施について必要な事項は、運営管理者が別に定める。

付則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

付則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。